

安 全 管 理 規 程

目 次

- 安 全 管 理 規 程
- 運 航 基 準
- 作 業 基 準
- 事 故 処 理 基 準

令和6年7月

株式会社 トライアングル

安 全 管 理 規 程

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 経営トップの責務
- 第 3 章 安全管理の組織
- 第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第 7 章 安全管理規程の変更
- 第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第 9 章 運航の可否判断
- 第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第 12 章 輸送施設の点検整備
- 第 13 章 海難その他の事故の処理
- 第 14 章 安全に関する教育、訓練
- 第 15 章 内部監査
- 第 16 章 雑則

令和 6 年 7 月

株式会社 トライアングル

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内へ安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）による事業（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

No	用 語	意 義
1	安全マネジメント態勢	経営トップにより社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立・実施・維持される状態
2	経 営 ト ッ プ	当社において最高位で指揮・監理する役員
3	安 全 方 針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し、設定された輸送の安全を確保するために明示した会社全体の意図及び方向性
4	陸 上 作 業 員	陸上において旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
5	運 航 計 画	起終点、航行経路、航海速力、運行回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
6	配 船 計 画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入に関する計画
7	配 乗 計 画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
8	発 航	現在の係留場所から次の目的地への航海を開始すること
9	基 準 航 行	基準航路を基準速力により航行すること
10	港 内	港則法による横須賀港の区域内、ただし船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く
11	入 港	港域内等において狭水路等を通行して防波堤等の内部へ進航すること
12	運 航	発航、基準航行の継続、入港及び着岸（棧）を行うこと
13	気 象 ・ 海 象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることが出来る最大距離、ただし視程が方向によって異なる場合はその最小値）、波高（隣りあった波の峰と谷との鉛直距離）
14	運 航 基 準 図	航行経路（起終点、進路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮を執るべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
15	船 舶 上	船舶の舷側より内側と、歩み板等船舶側から架設された物がある場合はその先端まで
16	陸 上	陸上設備の区域内での船舶上以外の場所
17	危 険 物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条により定める物
18	陸 上 施 設	陸上における船舶の係留及び旅客の安全確保に係わる設備

(運航基準、作業基準及び事故処理基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 運航に係わる作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項、または地震等天災への対応及び対策については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全の確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確にした安全方針を策定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、運航管理者が、各管理船長及び各陸上施設担当者と協議して策定し、その達成度が把握できるよう実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策は毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

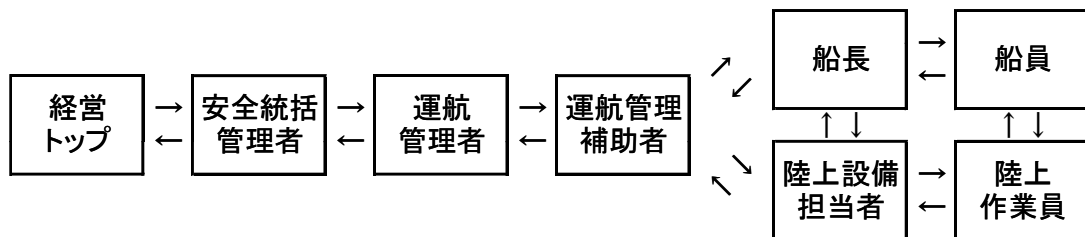
(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

(1)	本	社	安全統括管理者	1	人
			運航管理者	1	人
			運航管理補助者	若干名	

(安全管理の指揮及び連絡報告態勢)

第9条 この規程により定められた運航指揮及び連絡・報告態勢は、事故処理基準による事故の発生時等の緊急時を除き、以下の順に経営トップから全従業員へ周知される様に行うこととし、発議や事象の発見者からの連絡も図に沿った順で行うこととする。



第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選任並びに解任

(安全統括管理者の選任)

第10条 経営トップは、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する経営トップの中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 疾病その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第13条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任及び解任する。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として自己の担当する営業所に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者を担当営業所に配置し、常時連絡できる体制にななければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理補助者にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理補助者が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底し、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
 - (2) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、自己の担当する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。また、運航管理者がその職務を執行できないときは、その職務を代行するものとする。

- (1) 陸上における旅客の乗下船、船舶の離着岸の際における作業及び危険物等取扱作業の指揮監督、並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言及び陸上施設の点検と整備。
- (3) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

- 第20条** 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。
- 2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画、配船計画及び配乗計画の作成及び改定)

- 第21条** 運航計画、配船計画及び配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況、自然的性質等及び、法定職員の適正な確保、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員の配置等についてその安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

- 第22条** 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。
- 2 船長及び運航管理者は、船舶、陸上施設又は港湾の状況が運航に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合、協議により運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(船長のとるべき措置)

- 第23条** 船長は適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が運航基準に定めた条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航基準に従い運航中止の措置をとらなければならない。
- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

(運航管理者の指示)

- 第24条** 運航管理者は、運航基準により運航が中止される状態であると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

- 第25条** 経営トップ又は安全統括管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、前2条による運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡があった場合は、その理由を求め、理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 26 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第 27 条 運航管理者及び船長は、運航の中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を航海日誌に記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 28 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) 及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 29 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終え出港するとき
- (2) 入港したとき
- (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 30 条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を航路ごとに作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 31 条 運航管理者並びに船長は、綿密な連携の下に輸送の安全確保に努めなければならない。

2 作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 32 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 33 条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第 34 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検し、発航前点検・船内設備点検記録簿に記録しなければならない。

(船内巡視)

第 35 条 船長は、乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

- 2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であつて船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 36 条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 37 条 乗組員は、飲酒等の後、正常な業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施してはならない。

- 2 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施させてはならない。
- 3 船長は操船業務開始前にアルコール検知器を用いて、アルコール検査を実施しなくてはならない。
- 4 アルコール検査の結果は、検査日時・実施者氏名、検査結果を記録し、1 年間保存する。
- 5 アルコール検知器はアルコール濃度を測定し数値を表示できるものとし、製造業者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用・保守管理するとともに定期的に故障の有無を確認し、常時正確に測定できる状態を維持すること。
- 6 乗組員は乗船業務開始前 5 時間は、飲酒してはならない。
- 7 安全統括管理者は、乗組員、運航管理者、経営トップを含む安全管理に従事する者に対して、飲酒の危険性及び飲酒対策の必要性について、理解しやすい具体的な飲酒教育を定期的の実施する。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 38 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 39 条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、発行前点検・船内設備点検簿に従って、毎運航日の始発便発行前に点検を実施するものとする。

- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備等の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第 40 条 各陸上設備担当者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎運航日の始発便発行前を含む 1 回以上点検し、運航管理者へ報告しなければならない。運航管理者は異常のある個所が発見されたときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

- 2 当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第 13 章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 41 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第 42 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発し、併せて「118 番」への通報をしなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第 43 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第 44 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第 45 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第 46 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 47 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第 48 条 安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理基準に定めるところにより、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第 14 章 安全に関する教育、訓練

(安全教育)

第 49 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、その他安全管理に従事する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第 50 条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するとともに航海日誌に記録するものとする。

(訓練)

第 51 条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者ととも年 1 回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

(記録)

第 52 条 運航管理者は、前 3 条の教育等を行ったときは、その概要を航路関係指示書・教育訓練記録簿に記録しておくものとする。

第 15 章 内部監査

(内部監査の実施)

第 53 条 社内の安全管理体制の確認及び見直しを行うため、内部監査基準に定めるところにより、内部監査担当者を指名し、内部監査（社内安全総点検）を実施する。

(内部監査の記録及び見直し)

第 54 条 内部監査の結果は、内部監査担当者が記録し経営トップ及び安全統括管理者へ報告した後、内部監査記録簿に保管する。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、安全マネジメント態勢全般において、是正の措置を講じる必要がある事項に関して、速やかに対処を行い社内へ周知するとともに改善を実施するものとする。

第 16 章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第 55 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 56 条 安全統括管理者は、パソコン、社内 LAN 等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール）等を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

運 航 基 準

目 次

第 1 章 目的

第 2 章 運航の中止

第 3 章 船舶の運航

令和 6 年 7 月

株式会社 トライアングル

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社が運営する全ての航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

航路	風速		波高	視程
三笠～猿島	NW～NE	13m/s以上	1. 5 m以上	5 0 0 m以下
	その他	18m/s以上		
猿島～観音崎 猿島～八景島	NW～NE	12m/s以上	1 m以上	1. 0 0 0 m以下
	その他	15m/s以上		
軍港めぐり	20m/s以上		1 m以上	5 0 0 m以下
三笠～第二海堡	10m/s以上		1 m以上	2, 0 0 0 m以下
上記以外の横須賀港	15m/s以上		1. 5 m以上	1, 5 0 0 m以下
浦賀の渡し船	16m/s以上		1 m以上	2 5 0 m以下
浦賀～久里浜	NE～S	13m/s以上	1 m以上	2, 0 0 0 m以下
	その他	15m/s以上		
その他東京湾内	12m/s以上		1 m以上	1, 5 0 0 m以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、前項で定めた条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。
- 3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。
- 4 汽船 Sea Friend 8 の猿島栈橋への着栈については、風速 12m/ s 以下であること、及び、接舷速度を 10 c m/ s 未満としなくてはならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が前条第1項の条件となったときは、基準航行を中止し減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、基準航行の中止、狭水路航行の中止、反転等の適切な措置をとらなければならない。

港域	風速	波高	その他
当該航路全域	16 m/s 以上	1.0 m 以上	外洋からの異常なうねりが侵入しているとき

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の運航

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時間
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は運航基準図に記載のとおり、常用基準経路と第2及び第3基準航路とする。

- (1) 猿島・観音崎航路、八景島航路、東京湾周遊航路、浦賀港周遊航路、浦賀～久里浜航路については常用基準航路のみとする。
- (2) 軍港めぐり航路については次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用（第1）基準経路	周年
第2基準経路 （荒井堀割往復航路）	第4条にて定めた条件の一に達したとき（風向はNW～NEの場合）

第3基準航路 (東京湾側往復航路)	風向SE～SW風速16m/s以上の場合及び、港内の状況により新井堀割水路の航行が出来ないとき
第4基準航路 (逆回り航路)	常用航路での運航を行うと、海上自衛隊及び米海軍の艦船等の出入港を妨げる恐れのある場合

(3) 三笠～第二海堡航路については、イベント運航企画時またはチャーター等受注時に猿島への寄港について運航管理者が決定し、船長に指示するものとする。

- 2 船長は、常用基準経路以外を航行しようとするときは、その時点で運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 3 船長は、常用基準航路以外を航行したときは、航海日誌へ記録するものとする。その際には判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

	Sea Friend Zero		Sea Friend 7		Sea Friend 8		NEW KUROFUNE		愛宕丸		CAPTAIN PERRY	
速力区分	k t	r p m	k t	r p m	k t	r p m	k t	r p m	kt	rpm	kt	rpm
最微速	4.2	800	3.2	660			4.0	800				
微速	8.5	1,500			9.3	1,261	8.0	1,500	2.5	900	2.0	900
半速	12.5	2,000	9.8	1,961	12.2	1,588	11.0	2,000	3.3	1,500	4.0	1,500
航海速力	10.0	1,800	10.0	2,100	10.0	1,800	10.0	1,800	6.5	3,600	7.0	3,600
全速	18.8	2,700	12.3	2600	15.7	2,060	15.0	2,700				

- 2 船長は、速力基準表を船橋内の見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 運航海域の特性（米海軍施設周辺の制限水域及び漁業水域等）を理解し、法令及び告示等を遵守し、且つ以下に示した航法を行わなければならない。

- (1) 米国海軍及び海上自衛隊の艦船から50m以上の離間距離を保つこと。
- (2) 前項の艦船の航行を妨げてはならないため、適切な回避及び待機をしなければならない。
- (3) 周囲の遊漁船、手こぎ船、漁撈中の漁船の付近を航行する際は、十分な距離を保ち、自船の引き波等を考慮した運航をしなければならない。
- (4) 軍港めぐり航路の運航に際しては、運行前に防衛施設事務所へ申請を行い、運航許可を得なければならない。
- (5) 狭水路である新井堀割水路の航法については運航基準図第1－6に定める通りとする。
- (6) 浦賀水道航路横断時は航路航行船舶の航行を妨げないよう留意した上で、できる限り航路に対し直角に横断しなければならない。

(連絡等)

第10条 船長は航行中、運航管理者へあて次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 出入港及び乗船者数

なお猿島航路においては短航程であり、かつ折り返し出港となるため、猿島出港報告をもって入港連絡を兼ねるものとする。
- (2) 観音崎航路における、猿島オイモノ鼻沖通過報告

(3) 三笠栈橋離発着の軍港めぐり航路における、横須賀西防波堤沖通過報告

(4) 第二海堡航路における横須賀新港入港報告

(5) 気象・海象・視程等について

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 11 条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、携帯電話及び業務用簡易無線にて行う。

(機器点検)

第 12 条 船長は入港着岸前、栈橋手前の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様とする。

(運航基準の見直し)

第 13 条 船長及び運航管理者は、運航基準に係わる協議の上で基準の見直しが必要とされた場合は、経営トップ及び安全統括管理者へ報告し、改善の措置を要求するものとする。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、運航基準に関して、安全管理規程第 20 条による事項及び船長及び運航管理者からの要望があった場合、基準の見直しの措置を講じるとともに、全社内に周知しなければならない。

作 業 基 準

目 次

第 1 章 目的

第 2 章 作業体制

第 3 章 危険物の取扱い

第 4 章 乗下船作業

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

令和 6 年 7 月

株式会社 トライアングル

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航する全ての航路の作業に関する基準を明確にし、もって運送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

- 第2条** 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮し、船舶の運航に伴う陸上作業を実施する。
- 2 船長は船員を指揮して船舶上における諸作業及び、旅客乗降用設備の付け離し作業等を実施する。
 - 3 三笠～第二海堡航路においては、第二海堡栈橋の旅客上下船時には船員等を3人以上配置することとし、旅客の安全な上下船策を講じる。
 - 4 浦賀渡船航路においては、使用船舶及び陸上施設の規模を踏まえ、船長1名のみの体制とするため、次条以降の作業基準における船員、陸上作業員、船内作業員の業務は船長が兼任する。なお、繁忙期には浦賀渡船航路においても陸上作業員を配置し、安全を確保する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物の取扱い)

- 第3条** 危険物の取扱いは危険物船舶運送及び貯蔵規則等の法令に則り、運航管理者の指示で行うものとする。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送の拒絶又は一定の条件を設定するなどの処置を行うものとする。ただし、原則として客室への持ち込みは拒絶しなければならない。
 - 3 運航管理者及び船長は、旅客の荷物が前項に該当するおそれがあると認めるときは、運送申込人の立会のもとにこれを点検し、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 船長及び陸上作業員は、前3項の措置を講じたときは直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

- 第4条** 旅客の乗船は原則として、発航の5分前とする。
- 2 発航5分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員へ乗船開始の合図を行う。
 - 3 陸上作業員は旅客を乗降口へ誘導する。
 - 4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（乳幼児含む）を把握し、旅客定員を確認した上で、それぞれ運航管理者及び船長へ乗船旅客数を報告する。
 - 5 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の乗船時の安全を確保するとともに、前条で定める危険物の有無を確認するものとする。

(発航作業)

第5条 運航管理者又は運航管理補助者は、発航時間となったときは出港の合図をさせるとともに、見送人等が発航作業による危害を受けないよう退避させ、ターミナルが発航に支障の無いことを確認した上で陸上作業員を発航作業位置に配置する。

2 運航管理者又は運航管理補助者は、船長と連携して陸上作業員を指揮し、確実な発航作業を行う。

(着岸・着桟作業)

第6条 運航管理者又は運航管理補助者は、船舶の着岸（桟）に十分なゆとりを持って、綱取りその他の作業に必要な陸上作業員を配置する。

2 運航管理者又は運航管理補助者は、船長と連携して陸上作業員を指揮し、迅速確実な綱取り作業を実施するとともに、作業員の安全に対しても十分留意する。

3 船内作業員は、旅客の転倒防止などの安全確保のため、旅客への着席や手すりへの捕まりを指示する。

4 船内作業員は、船長の指示により迅速確実に係留作業を実施する。

(係留中の保全)

第7条 船長及び運航管理者は、船舶の係留中に旅客の安全が支障をきたさないよう係留方法及び乗降用設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸（桟）したことを確認したときは、その旨を陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は陸上作業員と協力して、乗降用設備の架設作業を実施し、作業完了を確認後、旅客を誘導して下船させる。下船完了後は舷門を閉鎖し、船長へ報告する。

第5章 旅客の遵守事項の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。掲示場所は各ターミナル発着所又は発券所とする。

- (1) 旅客は乗下船及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、他人への危害を加えるような行為、又は迷惑を掛ける行為をしないこと。
- (3) その他、旅客の安全に関して周知すべき事項。

(乗船中の旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴着の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 船内においては船長及び船員の指示に従うこと

(旅客に対する救命胴衣着用に関する指示)

第 11 条 船長は、以下の条件の一に達した場合、旅客に対し救命胴着の着用を指示しなければならない。

- (1) 気象・海象の悪化等により、旅客の安全確保のため必要と判断した場合。
- (2) 事故・船舶の故障等により、旅客の安全確保のため必要と判断した場合。
- (3) その他、船長が必要と判断した場合。

事 故 処 理 基 準

目 次

第 1 章 総則

第 2 章 事故発生時の通報

第 3 章 事故の処理等

第 4 章 地震防災応急対策

令和 3 年 9 月

株式会社 トライアングル

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等の処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る以下に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(その他の事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

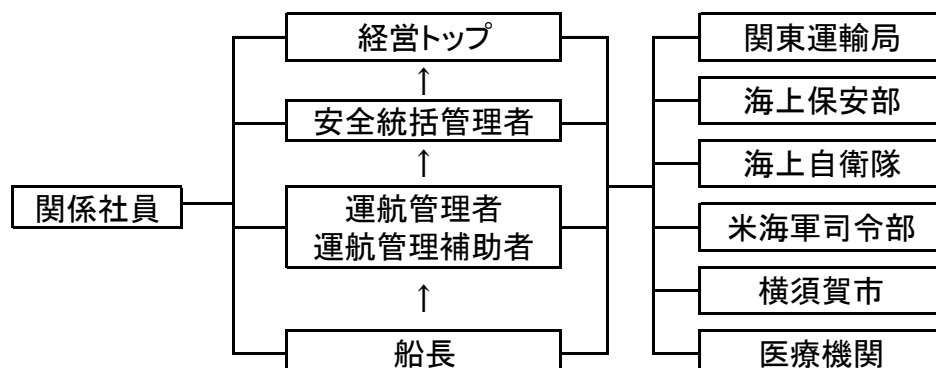
第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は船員法第19条に則り、運航管理者へ事故の状況を報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の関係海上保安官署等への連絡は、別表「事故処理組織表・非常連絡先」により最寄りの関係海上保安部に行うものとする。
- 3 運航管理者は、事故が発生したときは速やかに、事故の状況について判明したものから逐次、運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び関係海上保安官署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

非常連絡表



※ 詳細は別表「事故処理組織表・非常連絡先」参照

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

①船名 ②日時 ③場所 ④事故等の種類 ⑤死傷者の有無 ⑥救助の要否 ⑦当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故の種類	連絡事項
A	衝突	① 事故の状況（衝突時の進路・速力、岸壁等への接近状況等） ② 船体・機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（ある時はD項参照） ④ 流出の有無（ある時はその程度及び除去措置） ⑤ 自力航行の可否
	船舶衝突	⑥ 相手船の概要（船名・船種・トン数・船長名及び連絡先等） ⑦ 相手船の状況（船体損傷・死傷者の有無・救助の要否等）
B	乗揚げ	① 事故の状況（進路・速力、海底との接触箇所、船体傾斜、喫水等） ② 周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐・風浪の状況及び船体への影響 ④ 船体・機器の損傷状況 ⑤ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑥ 浸水の有無（ある時はD項参照） ⑦ 流出の有無（ある時はその程度及び除去措置）
C	火災	① 火災の状況、出火場所及び出火原因 ② 船体・機器の損傷状況 ③ 消火作業の状況及び消火の見通し
D	浸水	① 浸水の状況（浸水量及び増減の程度）、浸水箇所及び原因 ② 船体・機器の損傷状況 ③ 船体に及ぼす風浪の影響 ④ 浸水防止作業の状況及び浸水防止の見通し ⑤ 流出の有無（ある時はその程度及び除去措置）
E	強盗、殺人、傷害、 暴行等の不法行為	① 事件の種類、事件発生の際の端緒及び経緯 ② 被害者の氏名、被害状況等 ③ 被疑者の人数、氏名、凶器所持の場合はその種類・数量等 ④ 措置状況等
F	人身事故 (行方不明を除く)	① 事故の発生状況、発生原因 ② 死傷者又は疾病者の数及び程度 ③ 応急手当の状況及び緊急下船必要の有無
G	旅客、乗組員 等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明者の氏名・遺留品・同行者等 ③ 推定される行方不明となった日時及び場所
H	その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因③ 措置状況
I	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、人命の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船舶からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないとき、運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 安全統括管理者への報告
- (2) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (3) 関係海上保安官署への救助要請
- (4) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (5) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (6) 船舶に対する必要事項の連絡及び助言

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第8条 経営トップ及び安全統括管理者が、運航管理者からの報告等により事故の発生又は船舶の動静が把握出来ないことを知ったときにとるべき措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 関係社員を指揮し、事故処理のための組織を構成
- (2) 関係海上保安官署への報告
- (3) 医師、病院、宿舎の手配等の乗組員の救護のための措置
- (4) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知
- (5) 運航管理者への必要な助言及び指示

(事故処理組織)

第9条 事故処理にあたっての組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者	運航管理者との連絡を密にし、総指揮を補佐する
運航管理者	安全統括管理者への適切な状況報告 運航管理補助者への適切な指示による現場指揮
救難対策班	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施その他救難に必要な事項に関すること
旅客対策班	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関すること
庶務対策班	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者への対応（発表を除く）、救難関係物資の調達・補給その他庶務に関すること

(医療救護の連絡等)

第10条 船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいた場合は協力を要請し、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。運航管理者はこれを支援する。

(現場の保存)

第11条 船長、運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第12条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会	職 名
委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者、運航管理者
委 員	関係運航管理補助者、関係船舶職員

(事故後の措置)

第13条 事故調査委員会は、調査結果を記録、管理するとともに事故再発防止と安全対策を強化するために必要な措置を講じるものとする

(記録の管理)

第14条 事故の記録は、経営トップ及び安全統括管理者が適切な管理を行い、社内に周知するとともに、従業員の安全態勢向上のために自由に閲覧できる保管をするものとする。

第4章 地震防災対策基準

（適用の範囲と目的）

第15条 この章は、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に、当社における対策措置事項並びに防災訓練、広報に関する事項を定めることにより、迅速かつ的確な地震防災対策を実施し、人命の安全確保を最優先にと損害の局限を図ることを目的とする。

（地震防災応急対策の基本方針）

第16条 この基準は、人命の安全確保を最優先に、関係機関と密接な連携を取り全力で対処することを基本方針とする。また、不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

（地震防災応急対策の適用）

第17条 この基準は、当社の運航する全ての航路に適用され、人命の安全確保と損害の局限を図るため、原則として全ての業務に優先されるものとする。

2 当社の加入する神奈川水難救済会及び横須賀地区海上災害対策協議会の、大規模災害時等救援活動については、前項を優先する。

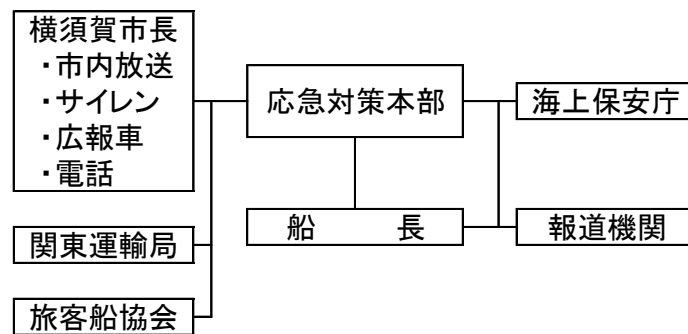
（地震災害警戒本部の設置）

第18条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、下図のように経営トップを本部長とした地震災害対策本部を設置するものとする。

職 名	職 務
《本 部 長》 経営トップ	地震災害対策の方針策定 全般統括並びに本部員の指揮監督
《副 部 長》 安全統括管理者	本部長の補佐 各班の業務調整
《応急対策班》 運航管理者 船長・船員	情報等の収集伝達 使用港湾における交通規制、港湾施設の使用制限、港湾管理者や行政による避難指示等の状況調査 猿島残島者の収容便運航等に関する船長との協議及び支援 猿島残島者及び猿島管理人への情報伝達、今後の運航予定の説明等
《旅客対策班》 運航管理補助者 陸上作業員	乗船待ち旅客への情報周知、運航予定の説明 市長による避難指示発令の際における、旅客の円滑な避難措置 その他旅客の応急救護等、安全確保・混乱防止のための措置
《庶務対策班》 営業部・総務部	地震防災応急対策に必要な資機材等の整備・点検・手配 社屋その他使用施設の防災措置

(情報の伝達経路)

第 19 条 警戒宣言、避難指示及びこれに関する情報は下図の通り伝達されるものとする。



2 社内及び船舶間における連絡は、停電や電話回線混雑による情報伝達の遅滞を防止するため、原則としてに業務無線機を使用するものとする。

(旅客に対する情報の伝達)

第 20 条 旅客対策班並びに船長は、地震等に関連する情報を旅客及び猿島残島者に対し、速やかに伝達・周知する。

- 2 情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し旅客の混乱防止に努めることとする。
- (1) ラジオ又はテレビにより正確な情報を収集し、旅客が直接視聴できるよう考慮する。
 - (2) 旅客船の運航方針及び予定を併せ伝達する。
 - (3) 市長の避難指示が発令された場合には、猿島公園避難計画に則った避難場所及び経路等を周知する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴着の格納場所及び着用方法等を周知する。

(平時の点検及び整備)

第 21 条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第 11 条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

2 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオ又はテレビを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(警戒宣言発令時の点検及び整備)

第 22 条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする

(運航の中止)

第 23 条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(猿島残島者の取扱い)

第 24 条 避難宣言が発令された場合は、猿島残島者に対し、横須賀市の定める猿島公園避難計画に則り、猿島管理人と連携して避難作業を実施する。

(運航中止後の旅客船の避難及び保安)

第 25 条 第 23 条の規定に従い運航を中止した時点において、着舷中の場合は安全を確認し、旅客の取扱いを判断したうえ、また、航行中の場合は速やかに最寄りの安全な港に着舷し、安全を確認し、旅客の取扱いを判断したうえ、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第 26 条 運航を中止し旅客を下船させた後、当該港において避難指示及び勧告がなされる等旅客の避難が要される場合は、市及び港湾管理者の指示に従うものとする。

(避難先等の通報)

第 27 条 船長は、船舶の避難及び荒天係留した場合、速やかに運航管理者に対し避難位置・避難後の状況を報告し、以降の連絡を密にする。

2 運航管理者は、船長からの報告を「事故処理組織表・非常連絡表」により関係機関へ通報・連絡するものとする。

(避難時の係留に関する留意事項)

第 28 条 船舶の避難を行う際には、次の事項に留意し万全の保全措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船も多く、混雑が予想されるため操船には慎重を期すること。
- (2) 津波の来襲を踏まえ、見張り・船位確認の徹底、機関・投錨用意等十分な保全措置を講ずること。
- (3) 錨泊中の津波来襲を踏まえ、錨鎖の延長、錨の追加、機関用意等の措置を講ずること。

(運航の再開)

第 29 条 第 23 条により運航を中止した旅客船は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第 30 条 旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合において、第 29 条による安全確認ができず、短時間での運航再開の見込みが無い時には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港し旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第 1 波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(地震防災に関する教育及び訓練)

第 31 条 運航管理者は、船舶事業部と協力して、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第 32 条 運航管理者は、警戒宣言が発令された際の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を船内、ターミナルその他必要とされる箇所に掲示することとする。

航路施設周辺の避難場所

	広域避難場所	避難施設
三笠栈橋周辺	三笠公園周辺一帯	横須賀学院、神奈川歯科大学（体育館）
観音崎岸壁周辺	県立観音崎公園	走水小学校、防衛大学校
汐入栈橋周辺	ヴェルニー公園	汐入小学校
浦賀ドック周辺	浦賀小学校・高坂小学校	浦賀小学校、高坂小学校、浦賀中学校
久里浜岸壁周辺	横須賀総合高校グラウンド	明浜小学校、久里浜小学校

医 療 機 関 連 絡 表

横 須 賀 共 済 病 院	0 4 6－8 2 2－2 7 1 0
市 立 う わ ま ち 病 院	0 4 6－8 2 3－2 6 3 0
横須賀市救急医療センター	0 4 6－8 2 4－3 0 0 1
浦 賀 病 院	0 4 6－8 4 1－0 9 2 2
自 衛 隊 横 須 賀 病 院	0 4 6－8 2 3－0 2 7 0

官公庁連絡表

第三管区海上保安本部	0 4 5－2 1 1－0 7 7 1
横 須 賀 海 上 保 安 部	0 4 6－8 6 1－8 3 6 5
	緊急時 1 1 8
関東運輸局運航労務監理官	0 4 5－2 1 1－7 2 1 3
横 須 賀 警 察 署	0 4 6－8 2 2－0 1 1 0
浦 賀 警 察 署	0 4 6－8 4 4－0 1 1 0
横 須 賀 市 消 防 本 部	0 4 6－8 2 3－8 4 0 0
横 須 賀 市 役 所	0 4 6－8 2 2－4 0 0 0
緑 地 管 理 課	0 4 6－8 2 2－8 3 3 2
海上自衛隊オペレーション	0 4 6－8 2 2－3 5 0 0
	(内線 2 2 2 2・2 2 2 3)
米海軍ポートコントロール	0 4 6－8 2 1－1 9 1 0
	(内線 5 6 9 5・7 3 6 9)

事故処理組織表・非常連絡先

令和6年7月現在

一般旅客定期航路・旅客不定期航路

海 自	横須賀地方総監部オペレーション
	046-822-3500 (2222・2223)
米 海 軍	横須賀ポートコントロール
	046-821-1910・1911 (5695・7369) 046-816-7369

(株)トライアングル
代表取締役 鈴木隆裕
一般旅客定期航路事業者 旅客不定期航路事業者
(代) 046-825-7144

本 社
(三笠営業所)
安全統括管理者 専務取締役
運航管理者 船舶運航管理部 部長
運航管理補助者 専務取締役
運航管理補助者 船舶運航事業部 部長
運航管理補助者 サービス事業部 部長

関東運輸局運航労務管理官 (緊急連絡表)	
平日(8:30~18:00)	045-211-7230
夜間・土・日・祝日 (夜間 18:00~8:30)	090-5324-3379
FAX	045-201-8794

海上保安部	
三管本部	045-211-1118
横須賀保安部	046-862-0118
緊急(118)	046-861-4999

横須賀警察署	(110) 046-822-0110
浦賀警察署	046-844-0110

横須賀市役所	046-822-4000
公園管理課	046-822-9799
港湾総務課	046-822-9717

ふ頭管理事務所	046-874-9017
新港港湾警備所	046-821-1998

横須賀消防署	(119) 046-823-8400
--------	-----------------------

医療機関	
横須賀共済病院	046-822-2710
聖ヨゼフ病院	046-822-2134
うわまち病院	046-823-2630
救急医療センター	046-824-3001
中央保健所	046-822-4300
浦賀病院	046-841-0922

簡易業務無線
通話可能エリア

関係社員	救護対策班
	旅客対策班
	庶務対策班

観音崎ターミナル

猿島		
オーシャンズキッチン	レンタルショップ	ターミナル

三笠ターミナル
046
825
5811

汐入ターミナル
046
826
1296

浦賀渡船航路 運航船舶
愛宕丸 080-6525-2773

航路運航船舶	
船 長	NEW KUROFUNE 090-3314-4960
	Sea Friend Zero 080-6695-2576
	Sea Friend 7 070-3616-8034
	Sea Friend 8 070-2191-7707
	CAPTAIN PERRY 090-8316-9448